

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成23年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第24号

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

(墨田区特別区税条例の一部改正)

第1条 墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第3号中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第25条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第1項中「第23条第7項」を「同条第7項」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第36条の10第1項中「かかる」を「係る」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第44条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第51条の5の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第51条の6 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

第56条の次に次の1条を加える。

（鉦産税に係る不申告に関する過料）

第56条の2 鉦産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同

条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

第58条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

付則第3条の6を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項又は付則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

付則第4条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（第15条第1項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に

該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次」を「法附則第6条第5項各号」に改め、同項各号を削る。

付則第8条第3項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第9条第3項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第10条第3項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第12条第5項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第13条第2項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第14条の2第2項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の

規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第14条の4第2項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6」を「及び付則第3条の5の2第1項」に改め、「、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第8項、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成22年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

付則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中墨田区特別区税条例第12条第1項の改正規定、同条例第25条第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第36条の10第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第44条第1項の改正規定、同条例第51条の5の次に1条を加える改正規定、同条例第56条の次に1条を加える改正規定及び同条例第58条第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 平成23年12月1日

(2) 第1条中墨田区特別区税条例第20条の改正規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中墨田区特別区税条例付則第4条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第20条の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第20条第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 新条例付則第4条の規定は、平成25年度以後の年度分の区民税について適用し、第1条の規定による改正前の付則第4条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る平成24年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例（付則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる区税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。